

第3期堺市人権施策推進計画 骨子（案）

I 計画策定について

1. 計画策定の目的

・平和と人権を尊重するまちづくり条例第5条に基づき、「平和と人権を尊重するまちづくりを総合的に推進する」ための方向性として策定

2. 計画の位置付け

・10年後の2031年度（令和13年度）を見据えながら、今後5年間の取り組むべき方向性を示す

- ・堺市における同和問題の解決に向けた今後の施策の方向
- ・さかい男女共同参画プラン、DV防止基本計画
- ・堺市子ども・子育て支援事業計画
- ・堺市障害者長期計画
- ・堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・堺市国際化方針
- ・堺市生涯学習支援計画 など

第3期堺市人権施策推進計画
(策定根拠：平和と人権を尊重するまちづくり条例第5条)

堺市基本計画 2025 堺市 SDGs 未来都市計画

3. 計画期間

・2022年度（令和4年度）～
2026年度（令和8年度）

II 人権の動向と踏まえるべき課題

人権の動向

- 国際的な動き
 - ・SDGs（持続可能な開発目標）の策定
 - ・国連における「人権教育のための世界計画」第4フェーズの提示

- 国内の動き
 - ・いわゆる人権関連3法の施行（部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法）

踏まえるべき課題

- 社会の変化
 - ・インターネット、SNSによる差別・誹謗中傷の形態
 - ・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別、いじめ等の新たな課題の発生
 - ・人権課題に対する理解が進む一方で、依然として差別意識が残っている（第8回堺市人権に関する市民意識調査の結果）

III めざすべき社会へのステップ

《ステップ1》
個人が気づき、学び、行動する
(意識変革・行動変容)

人権についての気づきや学びにつながる人権教育・人権啓発・生涯学習を通じて、自分も他者も大切にできる気づき、学びの機会を提供する。

- 【キーワード】
- ・人権教育・人権啓発・生涯学習
 - ・セルフエスティーム（自尊感情）
 - ・エンパワメント

《ステップ2》
人と人がつながる
(協働・参画型の社会)

自分も他者も大切にできる人同士がつながり、相互に補完し合う集団ができることで、自分も相手も大切にできる協働・参画社会ができる。この広がりによって「人権文化」を根付かせる。

- 【キーワード】
- ・人と人とのつながり
 - ・協働・参画
 - ・市民・団体など、様々なステークホルダーとの連携

めざすべき社会
《ステップ3》
人権が文化として確立された社会（共生社会）
～人権文化の花を咲かせよう～

持続可能性
(Sustainable)
すべての人の人権を尊重し、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現につながる。

多様性
(Diversity)
個々の多様性を尊重し、人々が自分らしく活躍する。

包摂性
(Inclusion)
すべての人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として活躍できる。

- 「人権文化」とは、人権を尊重することが日常生活の中に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが当然のことになっている社会の在り方である。
- 人権が文化として確立された社会（共生社会）を持続可能にするためには、多様性と包摂性の両方が備わっている必要がある。

基本の取組

人権教育・人権啓発

- ・生涯学習としての人権教育・人権啓発を実施し、人権を普遍的な文化へと高める。
- ・人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進する。
- ・ICT活用などの新たな手法も取り入れる。

1. 生涯学習としての人権教育・人権啓発の意義と必要性（エンパワメントの実現）
2. 人権教育・人権啓発・市民交流
3. ステークホルダーの役割

人権擁護・相談

- ・人権に関する相談に対し、適切な助言、情報提供を行う。また、関係機関等との連携を図り、人権侵害の発生や被害の拡大防止を図る。
- ・社会情勢や時代の変化により多様化する人権問題を踏まえた相談事例の検討や研修会を実施し、相談体制の強化を図る。

1. 人権相談と被害救済
2. 相談員の資質向上
3. 施策・事業への反映

様々な人権課題への対応

・社会情勢や時代の変化により多様化する人権問題の現状や課題を把握し、課題解決に向けた取組を行う。

1. 同和問題
2. 女性の人権
3. 子どもの人権
4. 障害者の人権
5. 高齢者の人権
6. 外国人・外国にルーツを持つ人の人権
7. 性的指向や性自認を理由とした人権問題
8. インターネットによる人権侵害
9. 新たに顕在化した人権課題
10. さまざまな人権課題

国際平和実現への貢献

- ・平和とは、紛争・戦争のない状態はもちろんのこと、すべての人の人権が尊重され、安心して幸せに生活できる状態のことである。
- ・平和と人権を尊重する社会に向け、平和と人権に関する取組を推進する。

1. 非核平和都市宣言
2. 姉妹友好都市、文化・青少年交流を通じた平和促進
3. 平和社会の実現に向けた施策・事業
4. 市民団体との協働

IV 計画の推進

推進体制

- ・堺市人権施策推進本部
- ・堺市人権施策推進審議会
- ・市民・団体など、様々なステークホルダーとの連携
- ・国、大阪府及び指定都市との連携

管理体制

- ・PDCAサイクルによる適切な進捗管理